
夜間金庫使用約定

第1条

夜間金庫（以下金庫という）は、使用者（以下乙という）が当座預金および普通預金へ入金のため、営業時間外にご使用ができます。

第2条

トマト銀行（以下甲という）は、乙に金庫使用のため入金袋（以下袋という）、入金袋鍵ならびに金庫投入口鍵を貸与します。

第3条

入金の場合はあらかじめ甲所定の夜間金庫専用の入金票に乙が氏名、金額、該当預金科目、口座番号および日付を記入し預入金と共に袋に入れ、施錠のうえ金庫へ投入するものとします。また、乙は金庫へ袋を投入時に打出されるタイムシートと、投入口用の鍵を持帰るものとします。

第4条

- (1) 夜間金庫の基本手数料は、甲所定の金額により1年分を前払いするものとし、初回契約時および毎年4月の10日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によって支払ってください。
- (2) 夜間金庫の利用頻度による手数料として、甲所定の「夜間金庫専用入金帳」1冊ごとに甲所定の料金をこの入金帳交付時に支払うものとし、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ料金に充当します。
- (3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本手数料を月割計算により返戻します。

第5条

甲は所定の手続きにより、入金額と入金票金額の一致を確認後、袋を開いた日付をもって乙の指定する預金口座に入金します。

第6条

袋に施錠されていない場合、入金額と入金票記載金額が一致しない場合ならびに袋の内容に関し、疑いのある場合には、甲は電話その他の方法によって乙に連絡し、乙の指示に従って処理します。

第7条

投入口よる投入された袋については、第5条によりその内容を確認するまでは、甲は一切責任を負いません。

第8条

甲は入金の手続きを終了した場合には、金庫へ投入時に打出されたタイムシートと引換に袋を乙に返戻します。

第9条

袋、袋鍵および金庫投入口鍵の保管については、乙は十分の注意を払い万一紛失、盗難等の事故が発生した場合には、ただちに甲に届出るものとします。なお、この場

合、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担していただくものとします。

第 10 条

甲の事情により金庫使用に支障があると認められたときは、乙が使用できないことがあっても異議の申立をしないものとします。

第 11 条

金庫の使用権を乙は転貸、譲渡、売買または質権の目的に供しないものとします。

第 12 条

乙もしくはその代理人が本約定に違背したときは、甲は催告その他の手続きをなさないで、随時契約を解約するものとし、これに対し乙は甲に異議の申立をしないものとします。

第 13 条

金庫は、第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、甲は金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第 14 条

(1) 次の各号の一にでも該当する場合には、甲はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

- ① 乙が使用料を支払わないとき
- ② 乙について相続の開始があったとき
- ③ 乙もしくはその代理人の責めに帰すべき事由により、甲もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 乙またはその代理人がこの規定に違反したとき

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は乙に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 乙が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 乙が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 乙が、何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為

E. その他前各号に順ずる行為

第 15 条

解約その他の事由により本約定が終了したときは、甲が乙に貸与した袋、袋鍵および金庫投入口鍵を乙は甲に返戻するものとします。

第 16 条

使用期間満了に当たり、乙は甲の承諾を得たときは、本約定は更新され、乙は引続き本約定を遵守するものとします。

第 17 条

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前記(4)の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 18 条

この約定に定めのない事項については当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第 19 条

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上